

令和4年度第4回高知県個人情報保護制度委員会議事概要

1 日 時：令和4年9月12日（月）13時30分から15時20分まで

2 場 所：高知県立公文書館 3階 会議室

3 出席者：委員

門田会長、稲田副会長、池田委員、関委員、浜永委員、福島委員
事務局

法務文書課 次田課長、小谷課長補佐、伊藤チーフ、山本

4 会議に付した事案の案件

(1) 答申案件

諮問された高知県個人情報の保護に関する法律施行条例案について

(2) 報告事項

個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について

5 議事概要

(1) 答申案件（諮問された高知県個人情報の保護に関する法律施行条例案について）

ア 条例要配慮個人情報

事務局から、令和5年4月1日に施行される高知県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「法施行条例」という。）において、生活保護の受給等に関する情報を条例要配慮個人情報に定めない理由について説明があった。

このことについて、委員から、生活保護の受給等に関する情報を条例要配慮個人情報として定めないことについて了承するが、法施行条例施行後も、従前、要配慮個人情報としていた趣旨を損なうことのないように、引き続き取扱いに十分に配慮するべきであるとの意見があった。

イ 個人情報取扱事務登録簿

事務局から、令和5年4月1日以降、個人情報取扱事務登録簿を廃止する理由について説明があった。

このことについて、委員から、個人情報取扱事務登録簿の作成をやめることで、職員の個人情報に対する意識が薄れることのないように、職員への研修を行うなど、個人情報の保護が引き続き確保されるよう努めてほしいとの意見があった。

ウ 死者に関する情報

事務局から、令和5年4月1日以降の死者に関する情報の開示方法についての説明があり、開示請求することができる者の範囲を特別に広げる場合の諮問機関について、法施行条例に基づく「高知県個人情報保護審議会」にするべきか、高知県情報公開条例に基づく「高知県公文書開示審査会」にするべきかについて相談があった。

このことについて、委員から、「高知県公文書開示審査会」を諮問機関とすると、不服があった場合と同じ「高知県公文書開示審査会」が判断することになるため、判断が変わらない可能性が高く、「高知県個人情報保護審議会」にするべきとの回答があった。

また、委員会から、開示請求があった場合の非開示事項である「死者の利益を害するおそれがあるとき」の判断は、知事のみ判断ではなく、審議会や審査会の意見を聴くべきであるとの意見があった。

エ 答申について

委員会は、県が高知県個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することについて、附帯意見を付して了承した。

(2) 報告事項（個人情報のオンライン結合による提供の制限に関する事項について）

事務局から、個人情報のオンライン結合による提供について、特別支援教育課の広報についての協議があり、承認したことの報告があった。